

介護保険負担限度額認定証の更新について

介護保険施設利用時の食費および居住費(滞在費)は、介護保険の対象外のため自己負担となっています。そこで、所得が低い人などの負担を軽減するために利用者負担段階を設け、該当すると認められた人には「負担限度額認定証」を交付しています。

なお、お手元の認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も施設を利用される場合は、健康福祉課に申請してください。

*該当する人

世帯全員(別世帯の配偶者含む)が町民税非課税の人

*利用者負担段階

第1段階	・生活保護を受けている人 ・食事・居住費の減額を受ければ生活保護を受ける必要のない人 ・預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円以下の人
第2段階	・課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人 ・預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円以下の人
第3段階(1)	・課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人 ・預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円以下の人
第3段階(2)	・課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人 ・預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円以下の人

介護保険負担割合証の更新のご案内について

介護保険負担割合証とは、介護サービスや介護予防・日常生活支援総合事業を利用した際の利用者負担額が1割、2割または3割のいずれかをお知らせするものです。

負担割合証の有効期間は7月31日までとなっております。更新対象の人には7月中旬頃にご自宅または介護施設へ郵送します。

☎ 健康福祉課 ☎32-1105

男女共同参画審議会委員を公募します

町では、養老町男女共同参画のまちづくり条例に基づき、養老町男女共同参画審議会を設置しています。審議会では、男女共同参画社会の推進のため、関係する施策の実施状況や進捗状況を審議します。

令和4年度より「養老町第3次男女共同参画プラン」が新たにスタートし、プランには基本理念として「ともにささえあい、ともに担い、誰もが輝く社会をめざして」を設定しました。委員の任期満了に伴い、新たに同審議会委員を公募により募集いたしますので、ご応募をお待ちしています。

1. 応募資格(次のすべての条件を満たす人)

- 1) 町内在住の20歳以上の人(男女は問いません)
- 2) 男女共同参画の推進に関心のある人
- 3) 平日の昼間に開催する審議会(年1~2回程度)に参加できる人

2. 募集人数 若干名(選考のうえ決定いたします)

3. 任期 委嘱日から令和6年3月31日まで

4. 報酬など 1回の出席ごとに町の条例に基づいた報酬および旅費を支給します。

5. 応募方法 応募用紙に必要事項をご記入のうえ、総務課へ持参・郵送・メールなどにより提出してください。 (応募用紙は総務課窓口へ備え付け、または町ホームページにてダウンロードできます)

6. 募集期日 7月22日(金)まで ※必着

☎ 総務課 ☎32-1101